

## 質問書への回答

(業務名称) 2023 年度青年研修「地元資源を活用した産業振興（特産品・伝統工芸品等を用いた産業振興）B」研修委託業務

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1		タイトル	本研修の公示では「課題別研修」との公示になっておりますが、入札説明書では「青年研修」となっております。どちらが正しいのでしょうか。	たいへん失礼いたしました。記載間違いです。正しくは「青年研修」です。
2	P10	3. (5) 研修の背景・目的	本研修の実施において、「ひょうごフィールドパビリオン」を推進する行政の担当部署の協力が必要な場合は、JICA関西からの紹介や依頼状の発出等、ご協力を得られるでしょうか？	JICA関西から、担当部署の紹介や依頼状の発出等の協力はさせていただきます。
3	P11	3. (5) 研修の背景・目的	「本研修では、主に「ひょうごフィールドパビリオン」の取り組みを題材とし、」とあります。『すべての』研修訪問先を、当該パビリオンの認定を受けている場所/応募者から選定しなければいけないのでしょうか？	『すべての』研修訪問先を、当該パビリオンの認定を受けている場所/応募者から選定する必要はありません。
4	P13	3. (1)⑤研修監理員との・調整	「研修監理員の配置は2名を想定」とされていますが、ホームビジット等で少人数グループに分散するなどする際には、追加の通訳は必要に応じて配置いただけるのでしょうか？	たいへん失礼いたしました。記載間違いです。「研修監理員の配置は1名を想定」しています。ホームビジットは、研修監理員1名が待機し、通訳が必要な場合は遠隔で緊急対応します。ホームビジット以外で少人数グループに分かれて研修を実施する場合には、必要に応じて研修監理員を追加配置します。
5	P14	(2) ④	講義資料の翻訳は外注可となっておりますが、JICA関西を通じて翻訳を発注することは可能でしょうか。その場合は見積りに計上する必要はないのでしょうか。	JICA関西を通じて翻訳を発注することは可能です。翻訳費は見積りに計上する必要はありません。
6	P14	3. (2)④講義テキスト、教材、参考資料の準備・確認、教材利用許諾範囲の確認	教材のベトナム翻訳が外注可とありますが、受託者が翻訳を行い、翻訳は見積書に含めるのでしょうか？その場合は、教材の翻訳・印刷製本手配に係る事務管理者の業務人件費をどのように計上すれば良いのでしょうか。	JICA関西を通じて翻訳を発注することは可能です。翻訳費、教材の翻訳・印刷製本手配に係る事務管理者の業務人件費は見積りに計上する必要はありません。
7	P15	(3) ②	研修旅行の手配に関しまして、「研修員及び研修監理員の移動及び宿泊に係る手配及び支払いを行う（研修員の当機構国内機関滞在中の宿泊費や本邦滞在中の日は除く）。研修受託機関から同行する場合は、移動及び宿泊に係る手配及び支払い、日当の支払を行う。」とありますが、移動費（バスまたは鉄道）の見積も必要でしょうか。例えば、近距離の場合でも、JICAによるマイクロバス手配等は無いと想定で全て積算すべきでしょうか。	研修員及び研修監理員の宿泊・移動にかかる手配はJICAが行いますので、見積りに計上する必要はありません。受託機関からの同行者については、JICA が契約する国内移動手配業者に依頼することで手配が可能です。その旅費は、国内移動手配業者から受託者に直接請求されますので、見積書に同行者の旅費（日当・宿泊料含む）を計上願います。近距離については、JICAマイクロバスの手配が可能です。仮にJICAマイクロバスが予約できない場合は、備上バスまたは公共交通機関で移動していただきます。備上バスの場合、その手配及び支払いについてはJICAが行います。また、研修員及び研修監理員が公共交通機関で移動する場合は別途JICAが負担しますので、いずれにしても見積りに計上する必要はありません。なお、業務従事者や内部講師の1日の行程が100km未満の移動に係る交通費についても管理費に含まれるため計上できません。
8	P15	3. (3)③研修旅行の手配（研修員、講師と同行者の旅行手配）及び支払い	研修員がJICA関西に宿泊する際の宿泊費は除くとありますが、JICA関西以外に宿泊する場合（ホームビジット、淡路島や丹波篠山エリア等）の研修員および研修監理員2名の宿泊費は見積書に含めるのでしょうか？含める場合は、宿泊費の上限を提示いただけますでしょうか。	研修員及び研修監理員の宿泊・移動にかかる手配はJICAが行いますので、見積りに計上する必要はありません。今回、ホームビジットでは宿泊ではなく、日帰りを想定しています。
9	P15	3. (3)③研修旅行の手配（研修員、講師と同行者の旅行手配）及び支払い	バス備上代、鉄道代は見積書に含めないで良いのでしょうか。移動及び宿泊に係る手配について、事務管理者の業務人件費をどのように計上すれば良いのでしょうか。	研修員及び研修監理員の宿泊・移動にかかる手配及び支払いはJICAが行いますので、バス備上代、研修員及び研修監理員の鉄道代を見積りに計上する必要はありません。また、移動及び宿泊に係る手配について、事務管理者の業務人件費の計上は不要です。事務管理者の業務人件費については、以下リンクに掲載している「研修委託契約ガイドライン」をご参照ください。 <a href="#">研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式   事業について - JICA</a>